

中部環境計量士会だより

2026年7月31日発行

第 3 7 号



北海道旭川市神居古潭

(大井会員撮影)

【写真の説明】

神居古潭は「神々の住む場所」の意味で北海道旭川市にある絶景地です。1969年に神居トンネルが完成し函館本線神居古潭駅は使用されなくなりました。廃旧駅舎側から撮った石狩川にかかる神居大橋と新緑の峡谷です。2026. 5. 20撮影

目 次

1	2026年度総会報告	2
2	最近実施した行事	5
3	環境関係法令等の動き	5
4	計量法入門3 「5. 定義」	7
5	会員だより	
	一般書で「環境計量士」の文言見つけ思ふこと	15
	「何とか登った日本百名山 17」	16
	生成AIを使ってみて	17

1 2026年度総会報告

中部環境計量士会の総会が2026年5月30日(土) 14時30分から株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センターで、15名の会員の出席と別に11名の委任状提出者の下で開催され7議案が可決されました。

以下にそれらの内容を紹介します。

○第1号議案 2025年度活動報告

①総会 2025年5月24日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

出席者：18名、委任状 10名 合計 28名

②講演会1 2025年5月24日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

「南極観測 ―「ふじ」の時代が教えてくれたこと―

名古屋大学名誉教授 岩坂泰信様

③講演会2 2026年2月21日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

「腰痛等の防止と健康年齢について」

名古屋市立大学医学部保健医療学科教授 藤田ひとみ様

④勉強会 2026年2月21日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

「自律的な管理体制における化学物質管理者の対応」 新谷良英会員

⑤見学会 2026年2月26日(木) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構 分子科学研究所

⑥「中部環境計量士会だより」の発行

第35号(2025年7月31日)と第36号(2025年12月31日)を発行

⑥会誌「緑野」の発行

第64号(2026年3月31日)を発行

⑦会員あて情報の提供

第66回大気環境学会シンポジウム(名古屋大学で開催)、愛知県環境政策部の講演会、NP0法人地中熱&地下水資源活用NETの講演会、名古屋市環境科学調査センターの研究発表会及び愛知県環境調査センターの研究発表会の情報を会員に配信しました。

○第2号議案 会員異動

退会者4名。会員数は2026年4月現在で43名

○第3号議案 2025年度収支報告(別紙1)

○第4号議案 2026年度役員改選

○第5号議案 2026年度行事計画

○第6号議案 2026年度収支予算(別紙2)

○第7号議案 設立50周年行事について

第1号議案から第7号議案が承認されました。

別紙1

2025年度 収支決算書

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月31日

一般会計

1. 収入の部

単位:円

科目	2025年度予算	2025年度決算	増減	備考
1.会費	196,000	176,000	△ 20,000	4,000円×44名 (2025年度分)
2.前年度繰越金	119,662	119,662	0	
3.次年度年会費	0	4,000	4,000	4,000円×1名 (2026年度分)
4.ホームページ 更新料	0	36,014	36,014	HP更新料支払い用に積立金から繰入 ※
5.その他の収入		884	884	利子、寄付(懇親会残金)
合計	315,662	336,560	20,898	

2. 支出の部

科目	2025年度予算	2025年度決算	増減	備考
1.総会費	0	0	0	会場費 ^{*1}
2.役員会費	15,000	11,480	△ 3,520	交通費
3.印刷費	120,000	0	△ 120,000	緑野64号(2026年3月)80部印刷代、振込手数料 ^{*2}
4.通信費	25,000	1,000	△ 24,000	メールアドレスのない会員向けの総会議事録・勉強会案内等の発送費、緑野原稿発送費 ^{*2}
5.講演会・見学会・勉強会	50,000	54,544	4,544	講師謝礼、講師の懇親会費用
6.事務局委託費	20,000	20,000	0	愛環協に支払
7.原稿謝礼	25,000	20,000	△ 5,000	緑野64号と中部環境計量士会だよりの原稿謝礼
8.事務用品費	8,000	0	△ 8,000	
9.ホームページ管理費	22,000	0	△ 22,000	HPバックアップ用SSD
10.ホームページ 更新料	0	42,716	42,716	Xサーバー、ドメイン料金(3年契約)、SSL証明(1年契約)
11.予備費	30,662	10,660	△ 20,002	小林良二様弔慰金
小計	315,662	160,400	△ 155,262	
12.次年度繰越金	0	176,160	176,160	緑野64号の印刷代・郵送費含む ^{*2}
合計	315,662	336,560	20,898	

*1 2025年度総会会場は大同分析リサーチ様から無償貸与

*2 緑野64号の製本が遅れているため、緑野の印刷費(見積金額 68,400円)と発送費は2026年度で経費を処理する。

積立金

1. 収入の部

単位:円

科目	2025年度予算	2025年度決算	増減	備考
1.前年度繰越金	36,000	36,000	0	
2.その他の収入	0	14	14	利子
合計	36,000	36,014	14	

2. 支出の部

科目	2025年度予算	2025年度決算	増減	備考
HP更新のための引当金	36,000	36,014	14	※ ホームページ更新料として一般会計に移行
合計	36,000	36,014	14	

予算額に過不足が生じた場合には、会長においてそれぞれの科目から流用することができる。

別紙2

2026年度 収支予算書

自 2026年 4月1日

至 2027年 3月31日

一般会計

1. 収入の部

単位:円

科目	2025年度予算	2026年度予算	増減	備考
1.会費	196,000	188,000	△ 8,000	4,000円×47名(2026年度分×42名+2025年度分×3名+2024年度×1名+2023年度分×1名)
2.前年度繰越金	119,662	176,160	56,498	2026年度会費1名分含む
3.その他の収入	0	0	0	
合計	315,662	364,160	48,498	

2. 支出の部

科目	2025年度予算	2026年度予算	増減	備考
1.総会費	0	0	0	会場費*1
2.役員会費	15,000	15,000	0	交通費、会場費
3.印刷費	120,000	140,000	20,000	緑野64号(2026年3月号)・65号(2027年3月発行予定)各80部印刷代、振込手数料*2
4.通信費	25,000	40,000	15,000	緑野64号・65号等の発送費*2、メールアドレスのない会員向け総会議案・勉強会案内
5.講演会・見学会・勉強会	50,000	55,000	5,000	講師謝礼、会場費
6.事務局委託費	20,000	20,000	0	愛環協に支払
7.原稿謝礼	25,000	25,000	0	緑野65号と中部環境計量士会だよりの原稿謝礼
8.事務用品費	8,000	5,000	△ 3,000	用紙、プリンターインク代等
9.ホームページ管理費	22,000	20,000	△ 2,000	HPデータ記録用SSD等
10.ホームページ更新料	0	1,100	1,100	SSL証明(1年契約)
11.HP積立金	0	15,000	15,000	積立金へ移行 ※
小計	285,000	336,100	51,100	
12.予備費	30,662	28,060	△ 2,602	
合計	315,662	364,160	48,498	

*1 2026年度総会会場は大同分析リサーチ様から無償貸与

*2 緑野64号(2026年3月号)の製本が遅れているため、緑野の印刷費と発送費は2026年度に経費を計上する。

※ レンタルサーバーの契約期限が2029年3月31日のため2026年度は一般会計の一部を積み立てる

積立金

1. 収入の部

単位:円

科目	2025年度予算	2026年度予算	増減	備考
1.前年度繰越金	36,000	0	△ 36,000	
2.今年度積立金	0	15,000	15,000	※一般会計から繰入
合計	36,000	15,000	△ 21,000	

2. 支出の部

科目	2025年度予算	2026年度予算	増減	備考
1.HP更新のための積立金	36,000	0	△ 36,000	レンタルサーバー契約期限は2029年3月31日のため2026年度は発生しない予定
2.50周年記念行事	0	0	0	行事企画未定
3.次年度繰越金	0	15,000	15,000	積立繰越金合計15,000円
合計	36,000	15,000	△ 21,000	

予算額に過不足が生じた場合には、会長においてそれぞれの科目から流用することができる。

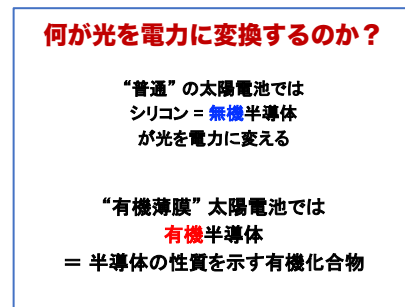
2 最近実施した行事

【講演会】

2026年7月11日(土) 株式会社大同分析リサーチ労働衛生講習センター

演題：「塗って作る太陽電池」

講師：兵庫県立大学大学院工学研究科教授 梅山有和様



3 環境関係法令等の動き

(2026年7月20日現在の情報です。最新情報は省庁のホームページでご確認ください)

○浄化槽の水質に関する検査の項目、方法、その他必要事項（平成19年8月29日環境省告示第64号）の一部を改正 令和8年1月8日 環境省告示第1号

- ・別表の各項目の検査方法が「JISK0102」から「JISK0102-1」に変更
- ・令和8年1月8日から施行

出典：官報 第1622号 p2-p3 <https://www.kanpo.go.jp>

○資機材等の材質に関する試験（平成12年2月厚生省告示第45号）の一部改正 令和8年1月28日 国土交通省・環境省告示第1号

- ・浸出液の測定方法に「連続流れ分析－ICP-MS法」を追加
- ・セレンは「水素化物発生－原子吸光光度法」も追加された。

出典：官報 号外第18号 p1-p4 <https://www.kanpo.go.jp>

○給水装置の構造および材質の基準に関する試験（平成9年3月厚生省告示第111号）の一部改正 令和8年1月28日 国土交通省・環境省告示第2号

- ・浸出液の測定方法に「連続流れ分析－ICP-MS法」を追加
- ・セレンは「水素化物発生－原子吸光光度法」も追加された。

出典：官報 号外第18号 p4-p6 <https://www.kanpo.go.jp>

○水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年7月厚生労働省告示第261号）の一部改正 令和8年1月28日 環境省告示第5号

- ・水質基準項目にPF0AおよびPF0Sが21番目に追加されたことに伴う試験方法の追加。（別表第45の新設）

- ・「値付け証明書等」の具体的内容を表記
- ・標準液の規定
- ・カドミウム、水銀、硬度等について「連続流れ分析－ICP-MS法」を追加

出典：官報 号外第18号 p6-p16 <https://www.kanpo.go.jp>

○大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月環境庁告示第25号）の一部改正

令和8年1月30日 環境省告示第8号

- ・光化学オキシダントの基準値の改正
- ・光化学オキシダントの測定方法の改正（吸光光度法と電量法の削除）

出典：官報 号外第20号 p110 <https://www.kanpo.go.jp>

○第十九改正日本薬局方（令和8年4月10日厚生労働省告示第193号）の制定

令和8年4月10日 厚生労働省告示第193号

- ・日本薬局方の全部を改正する件

出典：官報 第1684号 p2 <https://www.kanpo.go.jp>

厚生労働省ホームページ <https://www.kanpo.go.jp/old/20260410/20260410h01684/20260410h016840002f.html>

○水浴場水質判定基準の改正 令和8年6月18日 環境省報道発表

「水浴場水質判定基準」について改正し、令和9年度より改正基準による調査を行うこととなった。

- ・「ふん便性大腸菌群数」から「大腸菌数」への変更
- ・CODの削除

出典：環境省ホームページ「報道発表資料」 <https://www.env.go.jp/council/content/49wat-doj01/000407843.pdf>

○環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定

令和8年6月24日 政令第205号

- ・環境省組織令（平成12年政令第256号）の改正：「地方環境事務所」を「地方環境局」に変更
- ・令和8年7月1日から施行

出典：官報号外第138号 p35 <https://www.kanpo.go.jp>、

環境省ホームページ「報道発表資料」 https://www.env.go.jp/press/press_05119.html

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和37年建設省令第22号）の一部改正

令和8年7月17日 環境省令第20号

- ・地盤沈下のおそれがない地下水還元型地中熱利用システムについて
- ・令和9年9月1日施行

出典：官報第1750号 p1 <https://www.kanpo.go.jp>、

環境省ホームページ「報道発表資料」 https://www.env.go.jp/press/press_05263.html

5 定義

5.1 用語の定義

計量法は、第2条に用語の定義を定めます。計量法を読み解くのに必要な、ほかの条文にある用語も加えて表5.1に定義などをまとめました。次の表「その1」が単位に関連する用語です。

なお国際単位系（SI）は、繰り返すようですが基本単位からほかの単位を組み立てる、MKS 単位系に基づく世界共通の単位系をいいます。正負のべき数だけで組み立てるのが特徴です。メートル法は、19 世紀に作られましたが、時間経過とともに CGS 単位系や MKS 単位系、重力単位系など異なる単位系が複数使われるようになりました。言わば制度疲労したため、国際度量衡総会は 1954 年に世界共通の単位系として SI を採択しました。

表 5.1 用語の定義（その 1）

用語	法の定義 <補足説明>	規定条名
計量	物象の状態の量を計ること。 <長さ、質量、時間、電流等の物象の状態の量を計ること。>	2 条 1 項
物象の状態の量	一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気コンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率。 二 繊度、比重その他の政令で定めるもの。 <物象の状態の量は、上掲「一」の 72、及び「二」に基づき計量単位令第 1 条に定めた 17、つまりいわゆる省令単位の 繊度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度の 17、合わせて 89。>	2 条 1 項
計量単位	計量の基準となるもの。 <計量単位を上欄の物象の状態の量について定める。>	2 条 1 項
法定計量単位	計量法第 3 条から第 5 条に定める計量単位。 <3 条 [SI 単位]、4 条 1 項 [SI 単位のない非 SI 単位]、4 条 2 項 [SI 単位のある非 SI 単位]、5 条 1 項 [10 の整数乗を表す接頭語]、5 条 2 項 [特殊な計量に用いる用途を限定する非 SI 単位]>	8 条
〔省令単位〕	計量法第 2 条 1 項 2 号で定めた政令（計量単位令第 1 条）に定める計量単位。 <法定計量単位と区別して俗に「省令単位」と称される。>	2 条 1 項 2 号

（備考） 括弧 [] 内の用語は法の記述ではありません。

次の表「その2」は取引・証明及び計量器関連の用語です。その「取引・証明」は、計量法が適用されるかどうかを決定する重要な概念です。なお「特定計量器」は、5.2 節に説明します。

表 5.1 用語の定義（その2）

用語	法の定義 ＜補足説明＞	規定条名
取引	有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。 ＜「役務」とはいわゆるサービスであり労務や輸送など価値があるが形のない行為、「給付」とは物の交付又は役務の提供、「業務」とは、ある期間継続・反復する意図をもってなされる行為。＞	2 条 2 項
証明	公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること。 ＜「公に」とは、公的機関が又は公的機関に対してであり、「他人」は他人に対して行う行為であって自己証明でなく、「一定の事実」はあるものが一定の物象の状態の量である事実をいい、「表明」つまりそのことを法的責任とともに明確に示すこと。＞	2 条 2 項
危険を防止するための計量を証明とみなす	車両若しくは船舶の運行又は火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命又は財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは、この法律の適用に関しては、証明とみなす。 ＜計量法施行令第 1 条の鉄道車両の運行に関する圧力及び高圧ガスの製造に関する温度と圧力の計量を、証明とみなす規定。つまり検定を受けていない計量器を用いてならないとする法 16 条を適用する定め。＞	2 条 3 項
計量器	計量をするための器具、機械又は装置。 ＜ただし計量できる器具、機械又は装置であっても、計量するための計量器であるかどうかはその用途により判断される。＞	2 条 4 項
特定計量器	取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるもの。 ＜特定計量器は、計量法施行令第 2 条に定めた 18 種の計量器そして同令 14 条及び 15 条に規定の計量器をいう。適正に計量が実施されるのを確保するため構造及び器差の基準を定める。＞	2 条 4 項 53 条 1 項 57 条 1 項
計量器の製造	経済産業省令で定める改造を含む ＜製造は計量器を完成させること。 改造は、ある機能を加えること及びある部分の機能を一度除去しその機能を含む新しい機能を加えること。 ただし計量法施行規則第 4 条の定めた三種の改造を除く。即ちタクシーメーターを自動車に取り付け、皮革面積計の拡大指示機構等を改造、アネロイド型圧力計の一部を除く改造の三種を除く。＞	2 条 5 項
計量器の修理	経済産業省令で定める改造以外の改造を含む ＜修理は、例えば機能などを失った計量器の原状回復をいう。「計量器の製造」の欄に補足説明した三種の改造は修理とする。＞	2 条 5 項

計量法の第8章の規定に基づく計量法トレーサビリティ制度（JCSS）は、「計量標準供給制度」と「校正事業者登録制度」の二つの仕組みから構成されます⁹⁾。前者は、計量標準を基準にして「計量器の校正」と「標準物質」の値付けを行う仕組みです。後者は、校正を行う事業者の能力を認定する仕組みです。但し計量法は、簡単な条文を規定するに留まり、具体的な基準が下位規定に設けられます。

次の表は、JCSS に関連する用語です。

表 5.1 用語の定義（その3）

用語	法の定義 ＜補足説明＞	規定条名
標準物質	政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるもの。 ＜標準物質はいわゆる測定の基準とする物質、 「政令で定める物象の状態の量」は、計量法施行令第3条規定の「熱量」と「濃度」の二つ。＞	2条6項
計量器の校正	その計量器の表示する物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る計量器又は同項の規定による指定に係る器具、機械若しくは装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定すること。 ＜計量器の表示する値と基準となる計量器つまり特定標準器等の値とを比較して、その差を測定し計量器の表示値を修正すること。＞	2条7項
標準物質の値付け	その標準物質に付された物象の状態の量の値を、その物象の状態の量と第134条第1項の規定による指定に係る器具、機械又は装置を用いて製造される標準物質が現示する計量器の標準となる特定の物象の状態の量との差を測定して、改めること。 ＜特定標準物質が具体的に示した値と比較し差を求めて、標準物質に付けられた物象の状態の量の値を改めること。＞	2条8項
特定標準器	計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器 ＜国家計量標準つまり一次標準のこと、国内の計量器のトレーサビリティの原点。＞	134条

例題3 用語の定義

計量法第2条の用語の定義について、次の記述が正しければ「○」を、間違いであれば「×」を、括弧内に記しなさい。

- ① () 「特定計量器」とは、取引又は証明における計量に使用される全ての計量器のことをいう。
- ② () 「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。
- ③ () 「計量器の校正」とは、計量を適正に行うため計量器を調整することをいう。
- ④ () 「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする契約上の行為をいう。
- ⑤ () 「計量」とは、物象の状態の量を計ることをいう。
- ⑥ () 「計量単位」とは、計量の基準になるものをいう。
- ⑦ () 「標準物質」とは、政令で定める物象の状態の量の特定の値が付された物質であって、当該物象の状態の量の計量をするための計量器の誤差の測定に用いるものをいう。

(注) 9) 製品評価技術基盤機構. “JCSS の概要”, 適合性認定. ナイトホームページ.

<https://www.nite.go.jp/iajapan/jcss/outline/index.html>, (参照 2026-07-25)

5.2 特定計量器

計量するための器具、機械又は装置を計量器といいます。それらのうち規制が必要な計量器を「特定計量器」として計量法が定めます。特定計量器は、表 5.1（その 2）の定義にあるとおり一つが取引・証明に使われる計量器、もう一つが日常生活に一般消費者が用いる計量器です。前者の取引・証明に用いる特定計量器は、表 5.2 に示す計量器で経済活動の安全と公正を図る基礎となります。そして後者は、表 5.3 の「家庭用特定計量器」と「譲渡等制限特定計量器」があり、体重や体温等の健康の指標ほかを測ります。

いずれも正確な計量器の供給と適正な使用が求められるので、計量法は「適正な計量の実施の確保」の目的を達成するため、規制を設けます。つまり適正な計量の実施を確保するため、その構造又は器差の基準を定め、精度を公的に担保する必要があります。

日本計量振興協会参与の穂坂光司¹⁰⁾は、表 5.2 の特定計量器が、一般消費者に重点を置きそして大口需要者などの計量を相互の取り決めにまかせる考え方から、海外の計量制度よりかなり限定されているとしています。

そうした特定計量器ですが、ではどのような計量器を特定計量器としていないのでしょうか。計量法を国際単位系に整合させた 1993 年の全面改正時に、当時の通商産業省機械情報産業局計量行政室が解説本¹¹⁾を出版しています。それによると、次の計量器を除くとしています。

- (ア) 計量器であってもその多くが取引又は証明に使用されないもの（例：化学用体積計）
- (イ) 精度が十分確保されているもの（例：時計、長さ計）
- (ウ) 専門家が調整しながら使うもの（例：ガスクロマトグラフ）
- (エ) 精度が高く使用者が自ら精度を確認して使用すべきもの（例：ブロックゲージ、電気計測器）

更に当然ながら計量器でないものを除きます。例えば水量を計るのにバケツや瓶を使えますが、それは「類似計量器」であって計量器とみなしません。計量法は、取引・証明に特定計量器の使用を定め、計量器でないバケツや瓶などを使うのを認めません。

一方その瓶を用いる製品、例えば牛乳や酒などは一本一本製品を計量して瓶詰めすると大変な手間がかかります。そこで一定の規格の瓶を用意して、一定の高さまで製品を入れれば内容量が一定になるようにします。その瓶は、計量器ではありませんが、「特殊容器」として計量器とみなし、多量生産する際の充填速度と内容量の正確さを確保します。

そのほか従来特定計量器とされていても、技術の進歩により品質が安定し精度が維持されるようになって、規制を受けなくなった計量器もあります。例えば鋼製の直尺や巻尺は、日本産業規格（JIS）が制定され、その認証を受けた事業者が品質管理を行い JIS マーク製品として販売されています。長さ計の特定計量器は、そうした理由から直尺、巻尺などが対象から外れ、タクシーメーターだけが残りました。

そのようにして計量法は特定計量器を定め、法の目的を達成するため規制を設けています。

（注）10）穂坂光司. 法定計量器, 法律“計量法”にその基準が定められている. 計測技術 2001, 29(2), p. 4.

11) 通商産業省機械情報産業局計量行政室. 新計量法の概要. 第一法規. 1995. p. 45-47.

表 5.2 (その 1) にある「タクシーメーター」は、走行距離又は時間から運賃を自動的に計算し表示する、タクシーやハイヤーに装着する機器で、長さ計の一種です。

質量計のうち「非自動はかり」は、表示値の読取りなど計量結果を得るのに人間の手が要るはかりであり、重力を利用し静止状態にして物体の質量を計ります。台はかりや電子天びんが代表的な非自動はかりです。一方「自動はかり」は、非自動はかりのように人の手を必要としません。コンベヤスケール、ホッパースケールなどが具体例です。「等比皿手動はかり」は、両側の竿の長さの等しい上皿天びんをいいます。ちなみに「不等比」もあります。

「目量」は、計量法施行令に「隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう」とあります。「感量」も同様に「質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう」とされています。「自重計」は、同じく「貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計をいう」と注釈があります。

「抵抗体温計」は、「電気抵抗の変化をもって、体温を計量する温度計であって、最高温度保持機能を有するものをいう」の定義が施行令にあります。

皮革面積計は、牛革などの面積をはかる計量器です。三重県計量検定所のウェブサイト¹²⁾に写真が載っています。その記事に「皮革面積計の稼動している様子をみたこともなければ、実物を見た人も皆無であろう」そして「三重県計量検定所が皮革面積計の定期検査を行なったことは今まで 1 度もありません。」とあります。

表 5.2 特定計量器 (その 1)

号	特定計量器		条件
1	タクシーメーター		
2	質量計のうち、右に掲げるもの	イ 非自動はかりのうち、右に掲げるもの	(1) 目量が 10 mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの 但し(2)又は(3)に掲げるものを除く。
			(2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が 10 mg 以上のもの
			(3) 自重計
		ロ 自動はかり	目量が 10 mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの
		ハ 表す質量が 10 mg 以上の分銅	
3	温度計のうち、右に掲げるもの	イ ガラス製温度計のうち、右に掲げるもの	(1) 計ることができる温度が -30 ℃以上 360 ℃以下のもの（転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計を除く。）
			(2) ガラス製体温計
		ロ 抵抗体温計	
4	皮革面積計		

(備考) 「号」の欄は、計量法施行令第 2 条の号名を示します。以下表 5.2 について同じです。

(注) 12) 三重県計量検定所. “疑問・質問にお答えします”. 三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/KEIRYO/HP/24569025010.htm>, (参照 2026-07-25)

燃料油メーターは、「燃料油」である揮発油、灯油、軽油又は重油の体積の計量に使用する積算体積計をいいます。ガソリンスタンドにある自動車用給油メーターが代表的な例です。液化石油ガスメーターは、LP ガススタンドにある自動車用燃料である液化プロパン等の計量用メーターです。ガスメーターも燃料用ガス用です。

アネロイド型圧力計は、ギリシア語の「ア」が否定、「ネロイド」が液体の意味であり、液体を用いない圧力計例えば、ブルドン管（楕円形の断面をもつ円弧状の管）などを使う圧力計をいいます。

最大需要電力計は、30 分単位の平均使用電力を算出するいわゆるデマンドメーターです。1 か月間の最大値がその月の最大需要電力となります。大口需要者の場合最大需要電力を契約電力として料金を計算する契約を結びます。

表 5.2 特定計量器（その 2）

号	特定計量器	条件
5	体積計のうち、右に掲げるもの	イ 積算体積計のうち、右に掲げるもの
		(1) 水道メーターのうち、口径が 350 mm 以下のもの
		(2) 温水メーターのうち、口径が 40 mm 以下のもの
		(3) 燃料油メーターのうち、口径が 50 mm 以下のもの（50 L 以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く。）
		(4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が 40 mm 以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
		(5) ガスメーターのうち、口径が 250 mm 以下のもの（実測湿式ガスメーターを除く。）
		(6) 排ガス積算体積計
		(7) 排水積算体積計
		ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの
6	流速計のうち、右に掲げるもの	イ 排ガス流速計
		ロ 排水流速計
7	密度浮ひょうのうち、右に掲げるもの	イ 耐圧密度浮ひょう以外のもの
		ロ 耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの
8	アネロイド型圧力計のうち、右に掲げるもの	イ 計ることができる圧力が 0.1 MPa 以上 200.2 MPa 以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の 1/150 以上のもの（蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く。）
		ロ アネロイド型血圧計
9	流量計のうち、右に掲げるもの	イ 排ガス流量計
		ロ 排水流量計
10	積算熱量計のうち、口径が 40 mm 以下のもの	
11	最大需要電力計	
12	電力量計	
13	無効電力量計	
14	照度計	

騒音計及び振動レベル計、濃度計は、公害・環境関連の計量器です。濃度計は、多くが大気有害物質測定用の分析機器です

浮ひょう型比重計は、表 5, 2（その 2）の 7 号にある密度浮ひょうと同様、液体の比重、密度、濃度などを計る計量器です。石油製品、化学製品、酒などの計量が対象で、表示する目盛により密度、比重、酒精度、日本酒度などを求めます。

表 5, 2 特定計量器（その 3）

号	特定計量器	条件
15	騒音計	
16	振動レベル計	
17	濃度計のうち、右に掲げるもの	イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 5 vol%以上 25 vol%以下のもの
		ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 50 volppm 以上のもの
		ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 5 vol%以上 25 vol%以下のもの
		ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 50 volppm 以上のもの
		ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 25 volppm 以上のもの
		ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
		ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
		チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が 100 volppm 未満のもの及び最小の目量が 100 volppm 以上 200 volppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が 5 vol%未満のもの
		リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 25 volppm 以上のもの
		ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器
		ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
18	浮ひょう型比重計のうち、右に掲げるもの	イ 比重浮ひょう
		ロ 重ボーマメ度浮ひょう
		ハ 日本酒度浮ひょう

表 5.2 に紹介した取引・証明に使われる特定計量器のほか、主に一般消費者の生活の用に供される特定計量器として、表 5.3 の「家庭用特定計量器」と「譲渡等制限特定計量器」があります。日常生活に用いる特定計量器を「家庭用特定計量器」、健康管理など人の生命・健康と大きな関わりのある計量器を「譲渡等制限特定計量器」としています。前者は消費者側にその正確さを判断する手段がないこと、後者は場合により医療などに使うため、いずれも正確さが求められ消費者が手に入れられるしかも良品が必要です。

表 5.3 特定計量器

区分	特定計量器	条件 <補足説明>
家庭用特定計量器 ^{*1}	非自動はかり	ひょう量が 20 kg を超え、200 kg 以下の非自動はかり 専ら体重の計量に使用するもの <いわゆるヘルスメーター>
		ひょう量が 20 kg 以下の非自動はかり 専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの <いわゆるベビースケール>
		ひょう量が 3 kg 以下の非自動はかり 専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの <いわゆるキッチンスケール>
譲渡等制限特定計量器 ^{*2}	ガラス製体温計	
	抵抗体温計 <いわゆる電子体温計>	
	アネロイド型血圧計	

(注) *1 計量法第 53 条第 1 項、計量法施行令第 14 条

*2 計量法第 57 条第 1 項、計量法施行令第 15 条

例題 4 用語の定義

計量法第 2 条第 4 項の特定計量器の定義について、次の（ア）～（ウ）に入る適切な語句を、下段の①から⑨の中から選びなさい。

「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその（ア）又は器差に係る（イ）を定める必要があるものとして（ウ）で定めるものをいう。

- ① 構造 ② 標準 ③ 告示 ④ 製造 ⑤ 経済産業省令 ⑥ 基準 ⑦ 政令 ⑧ 生産
⑨ 規定

5 会員だより

『一般書で「環境計量士」の文言見つけ思うこと』

大井民男

定年退職後ボケ防止と趣味としての読書、場合によっては時間つぶしにと新刊書の購入や市の図書館の貸し出し制度を利用し乱読しています。

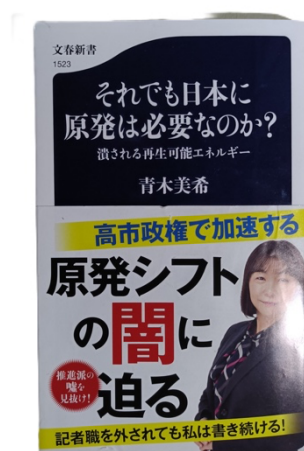
「沖縄」「原発」「朝鮮」絡みの一般書で興味持てそうなのは関心事として読み続けています。

今回、青木美希著「それでも日本に原発は必要なのか？」を読んでいたら本文の中に環境計量士の文言を見つけてびっくりするとともに少しくれしく感じました。

以下に関係する部分を抜粋紹介します。

農業と太陽パネル発電を一体化させる「営農型ソーラー」という事業に取り組む女性、遠藤睦子さんである。彼女は環境問題を学ぼうと北海道大学農学部に進学した。神奈川県にて結婚し出産を経て 32 歳で再就職する。半導体製造に欠かせない超純水装置メーカー「野村マイクロサイエンス」に入社する。前職時代に合格率 10 % の国家資格「環境計量士」を取得していたことが決め手になり正社員として採用される。2011 年執行役員就任し 2016 年には自分のやりたい活動をするため退職する。

(41, 42 頁 2026.2 初版 文春新書 1100 円)



今までに歴史物、ドキュメント、小説など数多くの書籍を読んできましたが、計量士の専門書を除く一般刊行本で初めて「環境計量士」の文字を目にしました。更に、難関国家資格とも記されていたのには、ある意味びっくりです。

読者がどれだけ環境計量士を理解したかはわかりませんが、環境レベルを計ることにかかわる資格であることは想像できたでしょう。一般計量士に関しては、一般財団法人日本計量振興協会があり計量記念日や計量月間で啓蒙されてきた。更に、kg や mL などの単位は日常生活に欠かせないものであり一般計量は理解しやすい。他方、環境計量士は日常生活で直接計量することはないので、身近に感じることもなく理解し難い。一般計量士の資格制度は昭和 28 年、環境計量士は昭和 49 年 (1974 年) からの導入であり歴史にも差がある。

1977 年 5 月設立の中部環境計量士会は来年 50 周年を迎えます。

全国唯一の組織として中部環境計量士会はこれからも残していきたい。しかし会の現状を踏まえるとなかなか難しいですが活動を充実させ魅力あるものにできればと考えています。

書籍に記載されているように有資格では就職に有利に働くこともあるので、ぜひ多くの方に資格取得に挑戦してもらい合格の折には当会に入会してもらえればと思っています。

5 会員だより

『何とか登った日本百名山 17』

－ 45 白馬岳 46 五竜岳 47 鹿島槍ヶ岳－

田中 義身

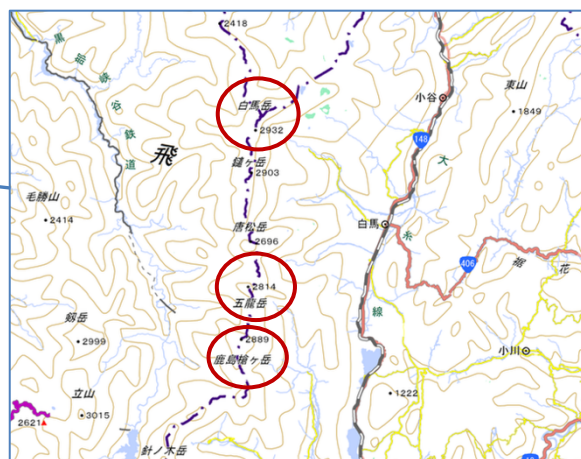
今回から北アルプスに入ります。北アルプスの北部の^{うしろ}後立山連峰に属する 45 白馬岳と 46 五竜岳、47 鹿島槍ヶ岳に登った記録から紹介します。

後立山連峰最高峰の白馬岳では天候に恵まれました。五竜岳と鹿島槍ヶ岳は三泊四日で縦走しました。

五竜岳と双耳峰の鹿島槍ヶ岳の間には日本三大キレットと言われる八峰（はちみね）キレットがありますが、より厳しいのはキレットと五竜岳の間の岩峰の通過です。この付近の山小屋の夕食はカレーなのですが、八峰キレットのすぐ北のキレット小屋はハンバーグステーキでした。ヘリコプターしか物資運搬手段がなさそうな狭い鞍部に建つ小屋でしたが、私が食べた山小屋の食事のうちでは最高でした。

そのころ同じ後立山連峰の船窪小屋の食事が美味しいと聞いたことがありますが、行ってはいません。

国土地理院地図（電子国土 Web）を加工



45 白馬岳（2932m） 2013 年 7 月 20 日（金） 単独

一般の登山コースは大雪渓を登る猿倉コースと白馬大池を通る梅池高原コースの二つがあります。麓は観光地で頂上近くには収容人員 800 人の日本一大きな山小屋もある人の多い山です。梅池高原コースを登りました。

整備された道で天気も良く快適な登山でした。

[行程]

第 1 日 名古屋駅→松本駅→大糸線白馬駅→バスで梅池高原→梅池ゴンドラリフト、ロープウェイで自然園 12:00→14:27 乗鞍岳→15:05 白馬大池山荘泊

第 2 日 山荘 5:40→三国境 8:00→8:50 白馬岳頂上→往路下山→白馬駅→名古屋駅





白馬大池と白馬大池山荘



白馬岳（右）



三国境の北側（雪倉岳の向こうに日本海）



頂上から 剣岳～槍・穂高まで

4 7 鹿島槍ヶ岳（2889m） 2013 年 7 月 17 日（水） 単独

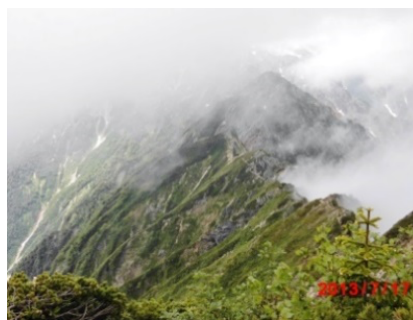
立山黒部アルペンルートの扇沢駅から種池山荘に登り、一泊して翌日山頂を目指しました。だんだん天気が悪くなり、頂上での眺望はダメでした。

鹿島槍から先の釣尾根や八峰キレットはかなりきつい道ですが、キレット部は鎖や梯子が整備されており危険は感じません。以外に時間がかかり予定していなかったキレット小屋に泊まることにしました。

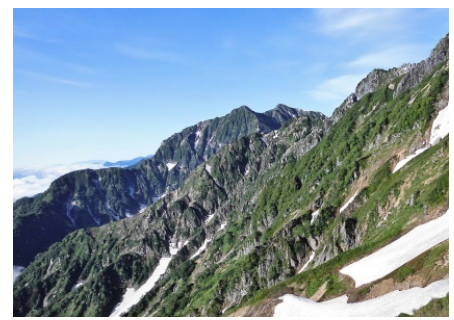
予約していなかったことで説教されましたが、おかげで美味しいハンバーグステーキを食べることができました。



鹿島槍ヶ岳（南峯）へ



八峰キレットを見下ろす



遠見尾根から鹿島槍ヶ岳

4 6 五竜岳 (2814m) 2014 年 7 月 18 日 (木) 単独

夜中に激しい風雨となり、早朝の出発を見合わせました。10 時ごろ小降りとなったので強風の中を出発しました。途中険しい岩峰を越えて行くのですが、風に飛ばされそうになり、岩に抱き着くようにして進みました。

4 時間のところを 6 時間かけて五竜岳頂上を越えて五竜山荘に着きました。頂上は雲の中でした。

翌日は好天で山々が綺麗に見えました。



キレット小屋～五竜岳間の岩峰の道



遠見尾根から五竜岳

【行程】(鹿島槍ヶ岳・五竜岳 2 山縦走まとめ 二泊三日の予定が三泊四日となる)

第 1 日 名古屋駅→信濃大町→バスで扇沢 11:00→16:20 種池山荘泊

第 2 日 山荘 5:30→爺ヶ岳頂上→冷池山荘→10:00 鹿島槍ヶ岳頂上→14:00 キレット小屋泊

第 3 日 風雨強く 10:20 まで小屋で待機→15:00 五竜岳頂上→16:20 五竜山荘泊

第 4 日 小屋 5:45→遠見尾根→テレキャビン乗り場 11:00→12:00 神城駅→名古屋駅

5 会員だより

『生成 AI を使ってみて』

鈴木 全

ここ数年、生成 AI (以下 AI) は急速な進歩を遂げているように見受けられます。グラウンド・ゴルフ仲間の 80 歳代のおばあさんがスマホで AI と対話しているのを見て時代が変わったことを実感しました。

私自身、数年前、ChatGPT が出始めた頃、試しに検索に使ってみたことがありましたが、頓珍漢な答えが多く、しかも質問の数も限られていて、全く使い物にならなかったものでしばらく遠ざかっていました。しかし、最近、ChatGPT の他にも Gemini、Copilot、Perplexity AI、Claude、Grok、Genspark、Felo など多くの AI が利用できるようになりましたので、どんなものか興味本位に一通り使ってみました。

私はもっぱら検索や質問にしか使わないのですが、総合対話型の AI はどれも操作が似ていて使い方に迷うことはありません。また、過去の質問は履歴として残っていて AI が覚えているので改めて説明しなくてもいいので助かります。

ただ、注意しなくてはならないことは時々（というか頻繁に）間違った答えをすることです。この現象には何度も出くわしました。わからなければわからないと言えればいいのに、自信を持ってもっともらしく答えるのでたちが悪いです。しかし、間違いを指摘するとすぐに言い訳とともに素直に謝るので振り上げた拳を下ろすところなくなって困ってしまいます（AI は間違うことがありますとあらかじめ予防線もはられている）。いずれにしろ、重要なことや納得し難い場合は他の AI でも調べてみるのが不可欠です。

とはいえ、便利になったことは事実で、この利用で多くの日常のトラブルを解決することができました。

私自身はもう論文やレポートはあまりを書くことはありませんが、仕事で必要な人にとっては有用なツールであることは間違いなさそうです。また、私の友人は哲学や芸術について AI を話し相手に会話を楽しんでいます。

使ってみて感じたことは、AI はご機嫌取りがうまいので、自分の考えが正しいことへの過信や、本当に自分から考え、工夫することがなくなってしまうのではないかという危惧です。いま、Z 世代の人たちの多くが AI を利用しているようですが、社会的に問題を起こしている事例も見られるので、彼らがこのツールを正しく活用していってくれることを願わずにはられません。

終わりにあたり、誘惑はあったものの、この文章は AI の助けを借りて書いたものではないことを断っておきます。